

## 公の施設【基本情報】

施設名	新潟市鳥屋野地区公民館
所管部・課	新潟市中央公民館
所在地	新潟市中央区新和3丁目3番1号
根拠法令	教育基本法, 社会教育法
設置条例	新潟市公民館条例
施設概要	敷地面積 4, 201. 60m <sup>2</sup> 、建築面積 612. 76m <sup>2</sup> 、延べ床面積 1,906. 10m <sup>2</sup> 建物構造・主な施設内容(構成施設の内容) 2階:事務室、第1和室、第2和室 3階:調理室、美術工作室、講座室、第1集会室、第2集会室、第3集会室 4階:ホール、音楽講座室

施設 の 設置 目的
市民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する事を目的に設置する。
管理・運営に関する基本理念, 方針等
<p>&lt;新潟市の公民館&gt; 新潟市の公民館は、地域の人たちが主体となって、地域の持つ力を最大限に発揮できるよう、一緒に考え、学びあい、学びの成果を生かして、地域の絆づくりを支援します。 私たちは、地域に出かけ、一緒に取り組み、地域を元気にします。</p> <p>【基本方針】 公民館改革宣言に基づいて地域活動の活性化を支援するため、新潟市公民館事業の基本方針を以下のとおりとします。</p> <p>1 「学びを通じた地域の絆づくりとコミュニティ活性化」 市民と地域が、学びを通じてつながりを深め、地域課題や社会的課題に取り組む人材を育成し、地域に絆をつくり、コミュニティの形成と活性化に努めます。</p> <p>2 「学・社・民の融合による地域教育力の向上」 学校、家庭、地域そして公民館等の社会教育施設が連携・協力しながら、地域社会全体の教育力の向上に努めます。</p> <p>3 「市民一人一人の多様なニーズに応じた学習機会の充実」 子育てや家庭教育の支援、青少年の健全育成や高齢者の学習機会の充実など、各世代の学びの場の提供と支援に努めます。</p> <p>【基本施策】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地域コミュニティ活動の活性化を支援</li> <li>2. 学・社・民の融合による人づくり、地域づくりの推進</li> <li>3. 家庭における教育力向上の支援</li> <li>4. 青少年の生きる力を育む機会の充実</li> <li>5. 高齢者の学習支援や社会参加の促進</li> <li>6. 現代的課題を探り、問題解決を促す学習機会の提供</li> </ol>